

香川県条例第2号

香川県職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の6第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、県の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。

(職業能力開発校以外の施設において行うことのできる職業訓練)

第2条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことのできる職業訓練)

第3条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第4条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

- (4) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

（短期課程の訓練基準）

第5条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間（規則で定める訓練科に係る訓練にあっては、10時間）以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

（無料とする職業訓練）

第6条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他規則で定める求職者に

対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第7条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の3各号のいずれかに該当する者（当該免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、同令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。